

三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金交付
要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市内に所在する障がい福祉サービス事業所等に勤務する者等が、障がい福祉サービス等を担う人財としてのキャリアアップを目指せるよう、研修受講や資格取得に要する費用に対して補助金を交付することにより、障がい福祉人財の確保及び定着を図り、もって障がい福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい福祉サービス事業者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第18項に規定する相談支援、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援及び同条第6項に規定する障害児相談支援、三鷹市障がい者移動支援事業、三鷹市障がい者日中一時支援事業、三鷹市地域活動支援センター、三鷹市障がい者就労支援センター並びに三鷹市障がい者相談支援センターを運営する法人をいう。
- (2) 障がい福祉サービス事業所等 障がい福祉サービス事業者等が運営し、三鷹市内に所在する障がい福祉サービス等を提供する事業所をいう。
- (3) 職員 障がい福祉サービス事業所等を運営する障がい福祉サービス事業者等に直接雇用される者をいう。
- (4) 非常勤職員 職員のうち、短時間労働者である者をいう。

(補助対象研修及び資格)

第3条 補助金の対象とする研修（以下「補助対象研修」という。）は、別表第1に定める研修とする。

2 補助金の対象とする資格（以下「補助対象資格」という。）は、別表第2に定める資格とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次の要件を全て満たす者（以下「補助対象者（本人）」という。）

ア 補助対象研修修了後又は補助対象資格の登録証交付後、障がい福祉サービス事業所等に3月以上継続して勤務している職員（非常勤職員にあっては、申請日から遡って3月の間、勤務時間が週平均で30時間以上の者）。ただし、補助対象研修修了時又は補助対象資格の登録証交付時に障がい福祉サービス事業所等で勤務していなかった者は、当該補助対象研修修了の日又は当該補助対象資格の登録証交付の日から1

年以内に勤務を開始した者に限る。

イ 補助金の申請日において、障がい福祉サービス事業所等に勤務している職員

ウ 他の補助制度等により、現にこの補助金と同種の補助金を受けていない者

(2) 次の要件を全て満たす事業者（以下「補助対象者（障がい福祉サービス事業者等）」という。）

ア 前号の要件を全て満たす職員に対し、次条に規定する経費を負担した障がい福祉サービス事業者等

イ 他の補助制度等により、現にこの補助金と同種の補助金を受けていない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象とする経費は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、別表第1及び別表第2のとおりとし、各年度において定める予算の範囲内で行うものとする。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助対象者（本人）が補助金の交付を受けようとするときは、三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金交付申請書兼請求書（本人用）（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助対象者（障がい福祉サービス事業者等）が補助金の交付を受けようとするときは、三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金交付申請書兼請求書（事業者用）（様式第2号）及び補助金交付申請対象者名簿（様式第3号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請の期限は、補助対象者が第4条第1号又は第2号に掲げる要件を全て満たした日の属する月の翌月の初日から起算して6月以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定による申請は、同一人の同一の補助対象研修又は補助対象資格につき、補助対象者（本人）又は補助対象者（障がい福祉サービス事業者等）のいずれか一方が行うものとし、重複した申請をしてはならない。ただし、負担した補助対象経費が異なる場合には、それぞれが負担した補助対象経費の合算した額を、補助基準額の範囲内で申請できるものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことと決定したときは、三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。

2 前項の補助金の交付の決定に通常要する標準的な期間は、14日とする。

3 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(調査等)

第9条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、当該補助対象者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた補助対象者は、当該補助金に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収証を補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第11条 補助金の交付を受けた補助対象者（障がい福祉サービス事業者等）は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（様式第6号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、補助対象者（障がい福祉サービス事業者等）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき市長に報告しなければならない。

3 前2項の規定により市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該補助対象者に三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、当該補助対象者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パ

ーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付させなければならない。

2 市長は、補助金の返還を命じた場合において、当該補助対象者がこれを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第15条 前条第1項の規定により市長が違約加算金の納付を命じた場合において、当該補助対象者の納付した金額が、返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に優先的に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第16条 第14条第2項の規定により市長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（補助金等の一時停止等）

第17条 市長は、補助金の返還を命じられた当該補助対象者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その当該補助対象者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第 1（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

補助対象研修	補助対象経費	補助基準
介護職員初任者研修課程	補助対象研修の受講料（教材費、実習費、補講料等を含む。）であって、補助対象者が補助対象研修を受講した養成機関に支払った額。ただし、申請日の属する年度又は前年度に支払った額に限る。	1 人当たり 70,000 円を上限とする。
介護福祉士実務者研修		1 人当たり 100,000 円を上限とする。
障害者居宅介護従業者基礎研修課程		1 人当たり 50,000 円を上限とする。
重度訪問介護従業者養成研修		
行動援護従業者養成研修課程		
同行援護従業者養成研修		
障害者（児）移動支援従業者養成研修		

別表第 2（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

補助対象資格	補助対象経費	補助基準
社会福祉士	補助対象資格試験受験対策講座の受講料（テキスト代、模擬試験等の費用を含む。）、補助対象資格の試験受験手数料及び登録手数料の合計額であって、補助対象者が養成機関又は資格試験実施機関等に支払った額。ただし、申請日の属する年度、前年度又は前々年度に支払った額に限る。	1 人当たり 100,000 円を上限とする。
介護福祉士		
精神保健福祉士		
公認心理師		